

公立大学法人宮城大学学長選考会議 公示4

令和4年9月2日

公立大学法人宮城大学学長選考会議

議長 阿部 博之

このたび、公立大学法人宮城大学学長選考会議は、学長となる理事長の業務執行状況の確認に関する基準の一部を改正したので、公示します。

学長の業務執行状況の確認に関する基準

(平成28年5月24日学長選考会議決定)

(趣旨)

第1条 この基準は、公立大学法人宮城大学学長の選考、任期、解任及び業務執行状況の確認に関する規程（平成21年宮城大学規程第2号）第12条の規定に基づき、公立大学法人宮城大学の学長の業務執行状況の確認に関する基準について、必要な事項を定めるものとする。

(業務執行状況の確認)

第2条 学長選考会議は、学長の任期が2年を経過したときは、当該2年間の業務の執行状況について確認を行うものとする。

(確認の方法)

第3条 学長選考会議は、学長の業務執行状況について、書面、ヒアリング等を通じて確認を行うものとする。

(公表)

第4条 学長選考会議は、前条の確認を行ったときは、その結果について公表するものとする。

(その他)

第5条 この基準に定めるもののほか、学長の業務執行の確認に関し必要な事項は、学長選考会議が別に定める。

附 則

この基準は、平成28年6月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和5年4月1日から施行する。